

# 令和2年度全国学力・学習状況調査の結果

4月16日に実施する予定であった今年度の全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、調査問題を各学校に配付して学校の教育活動の改善に役立てることとなったことについてお伝えしていましたが、本校の調査結果（自校採点）についてお知らせします。例年であれば、全国の平均正答率が示され、そこから、平均正答率よりも低かった問題や無解答率が多かった問題などを踏まえて、児童の学力の定着などについて分析し、教育活動の改善を図っていく作業を進めておりますが、今年度は、全国の平均正答率が示されないため、自校での平均正答率が低い、無解答率が多いなどの視点で、児童の学力の定着などについて分析をしています。

## ＜令和2年度の特徴＞

- 国語と算数共に、平均正答率が20%以下の問題が少ない、また、無解答率が10%を超える問題がない。
- 国語と算数共に、正答数が中間層に位置する児童の割合が多い。
- 国語と算数共に、基礎的、基本的な学習内容について理解しているが、自分の知識や理解について、示された条件で自分の考えを書くことが苦手な児童が多い。

## ＜教育活動の改善に向けて＞

- 自分の考えを、示された条件を踏まえて、適切にまとめて発表することができる力を授業の中で育んでいきます。（このことは、今年度、校内で研修している内容の中で重視しています）
- 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るための取組を進めていきます。
- 中間層に位置する児童の学力を向上させるためには、学校での授業改善だけではなく、家庭での学習量や読書量を増やすことが重要です。このことについては、ご家庭と一緒に取り組んでいきます。

（令和3年度の全国学力・学習状況調査は、令和3年5月27日（木）に実施予定です）

## 教育活動アンケートから ☆自転車のヘルメット着用について☆

教育活動アンケートへのご協力、ありがとうございました。詳細については、1月に発行する学校だよりでお伝えします。

アンケートでいただいたご意見の中で、保護者や地域の皆様と一緒に考えたいことがありましたので、今月の学校だよりで取り上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業が終了した6月、自転車の危険な乗り方について地域の方からもご指摘があり、学校では子どもたちに安全な乗り方について指導したところです。

また、自転車乗車中による事故も発生していることから、自転車の安全な乗り方に関する指導については、今後も重要な視点であると考えています。

皆さんは、**北海道自転車条例（平成30年4月1日施行）**をご存じですか？

平成20年6月1日に改正された道路交通法では、「13歳未満の子どもが自転車に乗るときは、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければならない（努力義務）」とされました。

北海道自転車条例においては、13歳未満の子どもだけではなく、大人もヘルメットを着用するという努力義務が示されています。

自転車のヘルメット着用については、面白いデータがあります。令和2年8月3日、自転車ヘルメット委員会は、**自転車ヘルメット着用についての全国実態調査**を行いました。その結果、**全国の1～89歳のヘルメット着用率は、平均で11.2%**ということですが、**北海道の着用率は2%**で、**全国最下位**という結果となりました。（着用率1位は、愛媛県で29%）

また、道路交通法により保護者が着用させる努力義務のある13歳未満の着用率は63.1%で、このルールを知っている保護者は32%にとどまりましたが、子どもがヘルメット非着用でこのルールを知らなかった保護者がこれを知ると、その68%は着用させたいと意識が変わりました。

北海道の道路事情は、全国と比較して道幅が広いなどの違いがあるため、こうしたヘルメット着用に関する意識や着用率の違いが生じるのではないかと思います。

ヘルメットの着用は、費用負担が発生することではありますが、条例で示されていることと、子どもたちの安全を守るためという観点から、来年の春以降に向けて、ヘルメットの着用について改めて考えていただくと幸いです。



ヘルメット着用に関する情報は「**北海道自転車条例**」で検索するとご覧いただけます！

# 新型コロナウイルス感染症に関するお願い

札幌市を中心に拡大している新型コロナウイルス感染症は、千歳市においても秋口から感染された方の確認が続いており、北海道独自の警戒ステージが引き上げられるなど、保護者の皆様も不安な日々を過ごされているかと思えます。

今後、教育活動を維持していく上で、次の3点について改めて確認をさせていただきます。

- **新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会をつくるためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら、学校の教育活動を継続していきます。そのためには、引き続き、児童、教職員、保護者の行動変容の徹底が重要です。**
- **新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校の教育活動の実施の可否や在り方は、その生活圏におけるまん延状況によって判断されます。したがって、北海道が発表する警戒レベルと千歳市の判断に違いが生じます。**
- **新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。したがって、学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や児童等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないように十分な配慮・注意が必要です。**

新型コロナウイルス感染症の対策と学校の教育活動を維持していくために、保護者の方をお願いしたいことについては、6月発行の学校だよりと一緒に配付をさせていただいた「**保存版 桜木小学校の新しい生活様式**」に掲載しておりますので、ご確認ください。（桜木小学校のWebページにも掲載しています。【おたよりのページです】）

子どもたちを守るために、保護者の皆様に改めてお願いしたいことは、「**①感染源を絶つ**」「**②感染経路を絶つ**」「**③抵抗力を高める**」ことです。その上で、学校では「**密閉**」「**密集**」「**密接**」の回避を徹底し、教育活動を進めてまいります。

報道等で感染者の増加が連日報道されていること、私たちの身近に感染してしまった方がいらっしゃるなどから、不安は大きくなるばかりだと思えます。

こうした中で今一番考えたいことは、**仮に本校の関係者が感染してしまったら、私たちはどのように対処したらよいか**ということなのです。

繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があるものですが、感染してしまった方に対する世論の見方が依然として厳しく、それが差別や偏見などにつながってしまう可能性があるということについて、私たちは改めて考えていかなければならないと感じています。

仮に本校の児童に感染が確認された場合は、**保健所や千歳市教育委員会の指示を受けながら、臨時休業の範囲などについて判断**していきますが、すべての情報を開示することは、感染者の特定につながることから、**必要な情報についてのみお伝え**することになると思えます。

そうすると、お子さんを登校させることに不安や迷いが生じる方がいらっしゃると思えます。不安になることは、当然のことだと思えます。その際は、欠席扱いとはなりませんので、「不安のため欠席させたい」旨を学校までご連絡ください。

また、仮に本校の職員の感染が確認された場合については、保護者の方々には、**必要な情報（事実と子どもたちに与える影響、今後の対応など）**についてお知らせします。

- 11月11日に日本小児科学会が公表した資料によると、**新型コロナウイルス感染症の患者で、小児が占める割合は少ないが、感染の拡大に伴ってその割合が増えてきた**
- **学校などによるクラスターは発生しているが、社会全体から見ると多くなく、小児の多くは家族からの感染である**

○ **小児は成人と比べて感染しにくい可能性が示唆された**

○ **小児の症例では、ウイルスは鼻咽頭よりも便中に長期間そして大量に排泄される（だから、トイレを流すときは「フタを閉めて」と言われているのですね！）**

ことなどが分かってきました。こうした資料を見ると、新型コロナウイルス感染症防止対策として最も重要なのは、「**①感染源を絶つ**」「**②感染経路を絶つ**」「**③抵抗力を高める**」ことと「**密閉・密集・密接を避ける**」ことだということが分かります。

これまでに行ってきたことの大切さを改めて確認し、感染症防止対策の徹底と子どもたちの教育活動を進めていきたいと思っています。

もし、不安なことがあれば、遠慮なく学校までご連絡ください。

